

松山大学論集
第二十卷第三号抜刷
平成二十年八月発行

二〇世紀前半の日本の外交論壇と『外交時報』(一)

伊藤信哉

二〇世紀前半の日本の外交論壇と『外交時報』(二)

伊 藤 信 哉

はじめに

第一章 有賀長雄の時代

(一八九八年二月―一九二一年一〇月)

一 創刊者・有賀長雄

二 『外交時報』の創刊

三 誌面の構成と特色

(一) ページ数

(二) 記事分類

(三) 執筆陣と寄稿者

(四) 誌面の特色

(五) 重要論文・記事

(六) 読者と社会の反応

(七) その他

(以上第二〇巻一号)

第二章 大庭景秋の時代

(一九二一年一月―一九二四年四月)

第三章 上原好雄の時代

(一九二四年五月―一九二〇年十二月)

第四章 半沢玉城の時代〔前期〕

(一九二二年一月―一九三一年十二月)

第五章 半沢玉城の時代〔後期〕と小室誠の時代

(一九三二年一月―一九四五年四月)

おわりに

※本稿において『外交時報』掲載の論文・記事は〔956〕
のように号数を付して示す。

四 譲渡の経緯

(以上本号)

五 小括

第一章 有賀長雄の時代（一八九八年二月―一九二一年一〇月）

三 誌面の構成と特色

（三）執筆陣と寄稿者

1 創刊期

さきにも述べたように、創刊当初の『外交時報』は、有賀の個人誌としての性格が強かった。最初の四年間に、同誌に掲載された署名原稿の過半が、有賀の手によるものであったことも、すでに指摘した通りである。

創刊号から第四卷四七号までの『外交時報』に、原稿を寄せた主な人物としては、前掲の煙山専太郎（四一編）のほか、宮本平九郎（三八編）、中村進午（一四編）、佐藤宏（二二編）、そして立作太郎（一一編）が挙げられる。⁽⁵²⁾

中村進午は国際法学者で、一八九四（明治二七）年に帝大法科を卒業すると、大学院に籍を置く傍ら、東京専門学校でも教鞭を執った。有賀との関係は、この時期にできたものと推測される。一八九七（明治三〇）年、学習院教授になると同時に英独両国への留学を命じられ、帰国した一九〇〇（明治三三）年から、有賀の依頼で『外交時報』に原稿を書くようになった。⁽⁵³⁾

国際法学と外交史学の双方で活躍した立作太郎は、一八九七（明治三〇）年に東京帝大を卒業し、そのまま大学院に進んだ。一九〇一（明治三四）年三月に東京帝大法科大学助教授に任ぜられ、一九〇四（明治三七）年には教授となっている。⁽⁵⁴⁾ 有賀とも親しい関係にあり、⁽⁵⁵⁾ 創刊号に論文「条約の形式」を掲載したのを手始めに、⁽⁵⁶⁾ 国際法関連の論稿などを寄せている。

佐藤宏は、立の一年あとに東京帝大の法科を卒え、同じく大学院で国際法などを専攻した人物である。⁽⁵⁷⁾ 有賀が佐藤の『支那新論』を、書評欄で好意的に紹介したのを機に、『外交時報』にも寄稿するようになったと思われる。⁽⁵⁸⁾ 一八九九（明治三二）年の五月から一〇月にかけて、合計一二編の記事や論説を発表したが、直後に肺病で逝去した。⁽⁵⁹⁾

宮本平九郎は、一八六五（慶応元）年に茨城の士族の家に生れ、一八九三（明治二六）年に帝大の法科を卒業している。⁽⁶⁰⁾ 一八九九（明治三二）年の時点で外務省の翻訳官だったが、翌年から三井物産の社員に転じた。一方で、明治法律学校（現・明治大学）において、一八九九（明治三二）年から二年間、「法学通論」を担当したようである。⁽⁶¹⁾

なお、その他の寄稿者（長瀬鳳輔や福岡秀猪など）の執筆数は、いずれも一編から数編にとどまっており、創刊時の編輯人であった埴原正直も、この時期には五編を執筆したのみである。

2 一九〇二（明治三五）年以降

続いて、編輯体制が「有志による合議制」に改められた第五卷四八号から、明治末の第一四卷一六七号までの状況をみることにする。

この時期に掲載された論文や記事のうち、著訳者が確認できるものは一三九三編である。このうち有賀の手によるものは二八二編、毎号の平均でも二編を超える。相変わらず旺盛な執筆状況ではあるが、全体に占める比率は二割程度と、大きく低下した。

編輯面でも有賀を援けることになった中村進午は、引続き毎号のように記事や論説を執筆し、その数は七五編に達する。ところが、いかなる理由からか、一九〇七（明治四〇）年一〇月を最後に寄稿を止めており、やがて編輯会議にも参加しなくなったようである。⁽⁶²⁾ また、同じく有賀の輔佐を引受けた戸水も、「露清新条約締

結以後に於て日本の取る可き方針」〔49〕から「日英同盟の改訂を評す」〔165〕まで、六八編を草している。

この時期、有賀のほかに寄稿数が一〇〇編を超えるのは、煙山専太郎（一五四編）と青柳篤恒（一一六編）、松宮春一郎（一七一編）の三名である。青柳は、わが国における中国研究の先駆者の一人で、東京専門学校に在学中から、陸軍大学校や東京外国語学校で教鞭を執りはじめた。⁽⁶³⁾さらに東京専門学校でも、学生の身分のまま教員を兼ね、中国語の講義を担当している。一九〇五（明治三八）年に、東京専門学校から改称された早稲田大学の政治経済学科を卒業してからも、同校で講師を続け、一九〇八（明治四一）年には教授に昇任した。彼が『外交時報』に書きはじめたのは一九〇六（明治三九）年の春からで、おもに「清国時報」を担当したほか、同国に関する論説なども執筆している。彼は有賀を師と仰ぎ、⁽⁶⁴⁾後年、有賀が袁世凱の法制顧問として北京に赴任した際にも随行している。⁽⁶⁵⁾

松宮春一郎は、学習院大学科で学んだ人物のようである。⁽⁶⁶⁾一八七五（明治八）年ごろの生れで、のちに中央大学の運営に携り、一九三〇（昭和五）年から一九三三（昭和八）年まで、同校の事務部長を務めた。⁽⁶⁷⁾『外交時報』には一九〇二（明治三五）年から記事を書きはじめ、「韓国時報」や「国際経済時報」などを担当している。

ほかに目につく執筆者としては、原田豊次郎（九五編）と牧野英一（五九編）がいる。原田は一八七五（明治八）年の生れで、一八九九（明治三二）年に東京帝国大学の法科を卒業した。卒業後は貿易商社に就職し、一九〇一（明治三四）年からアメリカに渡る。一九〇三（明治三六）年春に帰国すると、外交時報社に転じて編輯や原稿の執筆を手伝うようになった。⁽⁶⁸⁾彼が書いたものは、アメリカ関係の記事が多いが、国際法に関する論説なども散見される。⁽⁶⁹⁾

牧野英一は、のちに刑法学者として大成する人物であるが、東京帝大の法科に在学中の一九〇一（明治三四）年一二月から、戸水を介して『外交時報』と関係をもつようになった。⁽⁷⁰⁾彼は、一九〇三（明治三六）年に大学

を卒業してからも、母校の講師や司法官（検事および判事）を務めながら、『外交時報』に記事や論説、書評などを発表している。

宮本平九郎（五一編）と立作太郎（五五編）も、創刊期から引続き論稿を寄せている。宮本がフランスから記事や論説を送れば、立は立で、国際法や外交関係の論説ばかりでなく、有賀が日露戦争に従軍するため日本を留守にしている間、京都帝大法科大学助教授の末広重雄らと共に「半月外交史」の執筆を引受けている。

そのほか、大隈重信が同誌に論説を寄せたのは、もっぱらこの時期のことである。また、水野幸吉や小幡西吉といった職業外交官や、服部文四郎や塩沢昌貞のような経済学者の文章が誌面を飾り始めたのも、この時期からであった。⁽⁷⁾

四 誌面の特徴

「はじめに」で述べた通り、当時の『外交時報』の論調に関する本格的な分析については後考を俟つこととし、ここでは、もっぱら形式的な特徴について観ることにしたい。

この時期の『外交時報』の特徴について、立作太郎は「海外に関する事実の報道に重きを置いた」ことを挙げている。⁽⁸⁾ 当時はテレビもラジオも存在せず、外国に関する新聞の報道も、はなはだ貧弱なものであった。そのため外交問題の専門誌としては、何よりも「事実の報道と解説」に力を入れることになったものと考えられる。一九〇四（明治三七）年に新設された「最近重要電報」欄などは、このような当時の同誌の特徴を、端的に表したものだといえる。

また後年と較べて、当時の『外交時報』は、特定の執筆者による論稿が、きわだって多かった。立は、この点についても「当時の外交時報は今日（一九二七年）引用者」と異なり、広く寄稿を世間の識者に求めたのではなく、一定の常連の記者が、問題の手別けを為して、毎号執筆した」と回顧している。⁽⁹⁾

この特徴は、数字からも明かである。創刊号から第一四卷一六七号までに掲載された、すべての署名原稿（一八〇〇編）のうち、有賀によるものだけで三割弱（五一四編）に達する。また、有賀を含めた上位一〇名（有賀・煙山・松宮・青柳・原田・中村・宮本・戸水・立・牧野）の寄稿数の合計（一四六二編）で、全体の八割強を占めるのである。⁽⁷⁴⁾

そして、少数の執筆者が毎号のように原稿を寄せたことから、誌上で活潑な論争が生じることもあった。

たとえば、日露戦争の一年ほど前、有賀が「平時封鎖」に関する論文を発表すると、ヨーロッパに留学中の立が、これに批判を加えた。有賀が反駁すると、立はさらに、三号にわたり二七ページを費して、有賀説に再反論を試みている。⁽⁷⁵⁾ また立が、蜷川新の「東京湾口の砲台と国際法」〔66〕に論評を加えたのに対して、一読者からその内容に疑問が投ぜられ、立がこれに答える一幕もあった。⁽⁷⁶⁾ ほかに、高橋作衛が秋山雅之介の著書『国際公法』を取り上げると、次号で秋山自身がこれに答えるといった具合に、誌面を通じて、さまざまやりとりが繰広げられている。⁽⁷⁷⁾

なお、有賀を輔佐して同誌の編纂にかかわり、自身も多数の論稿を執筆した戸水と中村は、日露戦争の前後に生じた、いわゆる「七博士事件」の中心人物である。⁽⁷⁸⁾ したがって、両名が執筆した論説には、その対外認識が色濃く現れたはずであるが、その詳細は今のところ明かでない。さらに日露戦争のさい、有賀は日本を離れ、国際法の顧問として満洲軍総司令部に詰めていた。その間の『外交時報』の編輯が、戸水と中村を中心に行われた可能性も少くない。しかしその影響が、他の著者の言説や、無署名の記事にまで及んだかに関しても、現時点では詳かでない。これらの点の解明も、将来に委ねることにしたい。

(五) 重要論文・記事

そもそも、具体的にどの論文を重要と見るかは、調査する側の専門領域や問題関心、分析の視角によって定

まるものである。よってここでは、たまたま筆者の目にとまったものを、何点か紹介するとどめる。

1 木村芥舟「木村芥舟翁咸臨丸渡航談」〔39〕

一九〇一（明治三四）年四月に、国際法学会で行われた演説の速記である。木村はこの年の一二月に逝去したため、結果的に最晩年の談話となった。注目すべき新事実を語ったものであるか、門外漢の筆者には判断がつかないが、口語体で当時の模様が活き活きと語られている。

2 有賀長雄「外交史及其の研究法」〔45〕

この分野の先駆者たる有賀が、外交史研究の意義や方法について、例を引きながら説明したもの（『東京日日新聞』に寄せた文章の再録）。新聞社の外報部門などが貧弱だった当時において、国際法学者や外交史学者たちが、どのようにして研究の素材たる諸外国の情報を得ていたのか、具体的に知ることができる。⁽⁷⁹⁾

3 大隈重信「東亜細亜に於ける日本の勢力」〔84〕

清韓協会における演説の速記を、大隈自身の諒承と閲読をえて掲載したもの。内容に対する評価は他に譲るが、首相経験者の文章が『外交時報』の誌面を飾った最初の例であることと、当時の議会第二党（憲政本党）の党首による日露戦争中の時局談ということで、ここに紹介しておく。

4 戸水寛人「媾和の時機果して到りたるや」〔92〕

「大学自治の確立過程における最初の重大事件」とされる、「戸水事件」の発端となった論文である。⁽⁸⁰⁾これを発表したことで、当時、東京帝大法科大学でローマ法講座を担当していた戸水は、文官分限令に基く休職処分を受けることになった。

5 有賀長雄「国民外交と官僚外交」〔139〕

外務当局の「絶対秘密主義」を論難した文章。一九〇九（明治四二）年に書かれたもので、「国民をして外

電に依り始めて我が外交の要件を知るの地位に在らしむ、実に時勢に伴はざるの甚しきものと謂ふべし」「未決外交事件の内容を尽く公衆に露示せざるべからざるに非ず、然れども、常に国民をして「外交の一引用者」大体を監視し得るに必要な分量の事実を知らしむるは官僚の義務なり」といった文言（六八および七〇頁）が目を引く。

6 埴原正直「本年の外交官及領事官試験」〔10〕

一八九八（明治三一）年の「外交官及領事官試験」に合格し、官途に就くことになった埴原正直が、自分が受けた試験について詳しく紹介したものである。試験科目や出題形式ばかりでなく、試験委員の氏名や学校別の志願者数、口頭試験の方法などにも細かく言及している。当時の外務省の人材登用の実態を知るうえで、有益な資料と思われる。⁽⁸¹⁾

7 国際条約・外交文書の原文〔各号〕

一八九九（明治三二）年七月二十九日に調印された「陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則」は、早くも同年九月の第二卷二〇号に、その原文と仮訳文が載せられている。これは『官報』が正式な訳文を掲載するより、一年以上も早い対応であった。⁽⁸²⁾ 右の「規則」は周知の通り、「陸上戦闘のルール」を明文化したものである。そして、これが『官報』に載るまでの間に、日本は義和団事件に対処するため、清国に陸軍を派遣し、北京の軍事占領にも加わっている。これらを考慮に入れるならば、この規則が、調印後ただちに翻訳され、公刊されていたことは、重要な意義を有するようと思われる。

また別の例として、一九〇〇（明治三三）年五月の第三卷二八号と、翌月の二九号には、前年九月に米国政府から出された、清国の門戸開放に關する公文と、各国政府の回答が掲載されている。これは、アメリカの対中政策の根本となる「門戸開放・機会均等原則」を公的に宣言したものであり、以後の東アジア情勢を考える

さいに、かならず参照すべき文書である。それを、在野の人士にも容易に入手できる形で提供したことで、『外交時報』は、わが国の外交政策をめぐる議論の水準を引上げることには貢献したと考えられる。

有賀は「発刊の要旨」において、「国際条約及其他の外交文章にして世界外交に重要な関係あるものは本邦に直接の関係あると否とを問はず其の全文を載録し、訳文を附して参照に資すへし」と書き、それが『外交時報』の目的の一つであると明言している。⁽⁸³⁾ 当時の国民にとって、新しい条約や重要な外交文書の原文を入手することが困難だったことを踏えれば、この方面で『外交時報』が果たした役割は、きわめて大きかったものと推測される。⁽⁸⁴⁾

(六) 読者と社会の反応

『外交時報』第一巻二号の巻末には「本報第一号に対する諸新聞の批評」が載っている。そこには『東京日日新聞』や『大阪毎日新聞』といった主要紙ばかりでなく、『岩手日報』『北国新聞』『宮崎新報』などの地方紙による書評も紹介されており、その数は三五点に達する。ここから、『外交時報』の発刊に対する社会の反応が、全国的なものだったことが窺われる。

また、一九〇四(明治三七)年に出された第七卷八四号には、農商務省参事官・織田一の談話「外交時報に望む」が掲載されている。⁽⁸⁵⁾ 彼は、『外交時報』が「外交問題に関する事実若くは学説を法律的に解釈評論する」点を評価する一方で、今後は移民問題にも積極的に取組むよう要望している。

しかし、当時の『外交時報』には、読者からの投書や質問を募るような欄は存在しなかった。したがって当時の誌面から、読者が『外交時報』に対して、どのような感想を抱いていたのか、推測することは困難である。

そもそも同誌の読者が、大都市圏に偏在していたのか、それとも全国各地に散在したのかも、現時点では明かでない。創刊当初はともかく、『外交時報』のような専門誌が、地方で継続的に多数の読者を維持できたの

か。当時の社会状況を考えると、いささか疑問である。発行部数も判らないため、輿論に対する影響力も測りたいが、「戸水事件」の経緯などからみて、一定の力はあったものと考えられる。

(七) その他

有賀時代の『外交時報』について、ほかに特記すべき事項として、四点ほど触れておく。

1 発行日の変更

前記の通り、創刊号は一八九八(明治三一)年の紀元節(二月一日)に出されたが、その後は毎月一〇日の発行となった。⁽⁸⁶⁾しかし実際には、毎月二〇日前後まで遅延することが多く、たとえば四月一〇日に発行されたはずの号に、四月一八日の記事が載るような状態であった。⁽⁸⁷⁾

遅延の原因として有賀は、ヨーロッパからの郵便の到着に時日を要することを挙げている。その真否はともかくも、第五卷四八号からは実態に合せて、発行日は毎月二〇日に繰り下げられた。⁽⁸⁸⁾

その後、日露戦争中の第八卷八六号から、発行日は再び一〇日に戻されるが、その理由は明かでない。海外の郵便事情が改善したことも考えられるが、変更の告知にも理由は記されておらず、詳細は不明である。⁽⁸⁹⁾

2 巻号の表記

本稿では便宜上、第一卷一号から「巻」を併記しているが、各号の表紙に「巻」の表示が現れるのは、第八卷八六号以降のことである。つまり(第一卷)一号から(第七卷)八五号までは、表紙には「八十五号」とだけ書かれており、八六号になって初めて「第八卷第一号(第八十六号)」と、巻数つきで表記されるようになった。⁽⁹⁰⁾

なお、この巻号数と通号数を併記する形式は一九二〇(大正九)年の第三二卷一二号(三七五号)まで続き、三七六号からふたたび、通号数のみの表記となった。⁽⁹¹⁾

3 合併号と臨時増刊号

『外交時報』の長い歴史のなかでも、合併号は一度、臨時増刊号は二度しか出されなかったが、それらはみな、この有賀時代のことである。

合併号が出たのは、一八九九（明治三二）年五月であった（第二卷一六・一七号）。合併号を出す理由について、同号巻頭の「謹告」は、主筆の有賀が陸軍の依頼を受け、ハーグ万国平和会議に出席するため、急遽、日本を離れることになったと述べている。そして同号は、通常の記事や論説に代えて、佐藤宏の「対西伯利亞鉄道策」を載せ、あとは宮本平九郎による翻訳と、雑報でページを埋めた。つまりこの合併号は、有賀の不在という事態に対処するため、苦肉の策として作られたものと判断される⁽⁹³⁾。

臨時増刊号は、一九〇三（明治三六）年一月と、一九〇四（明治三七）年四月に出された（第六卷七〇号および第七卷七六号）。それぞれ表紙の中央に「日露事件」「日露戦争」と朱書されていることから明かなように、日露対立の激化と、開戦に合せて出されたものである。そのため両号の紙幅の過半は、それぞれ「日露対立についての論説」と、「日露開戦に関する公文書の紹介」で占められている。

4 第一卷三号別冊「日仏改正条約原文及訳文」

第一卷三号の表紙には「本号には日仏改正条約原文及訳文の別冊あり」と記されている。そのため、『総目録』にもそのまま掲載したが、その実物については、今回、手を尽して探してみたものの、見つけることができなかった。

『外交時報』の原本は、国立国会図書館でマイクロフィッシュ化されているが、そこに、この別冊は含まれない。また早稲田大学中央図書館が所蔵する「合冊版」第一巻にも、別冊は未収録で、目次にも掲載されていない。そのため、その具体的な内容は不明である⁽⁹³⁾。また、合冊版から別冊が省かれた理由も明かでない。判型が異

るために合綴できないといった技術的な理由からか、それとも誤訳がみつかるなど、省かざるをえない事情が生じたのか、今のところは臆測するしかない状況である。

四 譲渡の経緯

有賀がほぼ独力で創刊し、周囲の協力を得ながら編纂してきた『外交時報』であったが、創刊から一四年目の秋に、遂にその手を離れることになった。原因は、有賀自身の病氣と、外交時報社の経営不振であった。

一九二一（明治四四）年三月末日、有賀は京都の古書店で脳溢血を起し、そのまま入院した。⁽⁹⁴⁾その後、箱根での療養を経て、五月初旬に東京の自宅に戻るが、これを機に『外交時報』の将来について真剣に考えるようになった。⁽⁹⁵⁾

また、このころの外交時報社の状況について、米田実は「学問的な雑誌のこと、て、決して経営は楽ではなかつた」「そうでなければ、それ程先生を苦しめることも無かつたらう」と述べている。⁽⁹⁶⁾同社の経営が苦しかつたことは確かかなようで、鶴崎鷺城も同様の証言を残している。⁽⁹⁷⁾

同誌の譲渡については、当時、有賀が活動の拠点としていた、早稲田大学関係者の間でも議論されたようである。しかし、さまざま困難が予想されたため、実現しなかつた。⁽⁹⁸⁾

代りに同誌を引受けたのは、東京日日新聞を退いたばかりのジャーナリスト、大庭景秋（柯公）である。彼是有賀に『外交時報』ならびに同社の経営権の譲渡を求め、有賀は周囲に諮ったうえでこれを諒承した。⁽⁹⁹⁾かくして外交時報社は、創立から一四年目にして、早稲田大学を離れることになった。

これらを受け、『外交時報』第一四卷一六七号の巻頭に、社告「外交時報拡張の宣言」が掲載される。

時勢の進運は我外交時報の拡張を促進したり。顧みれば吾人が外交時報を掲げて世に起てるや、実に明治

三十一年二月十一日なりき、爾來年を閲する十四年、号を重ねる実に百六十七。其間独り極東の位置、世界の大局に大推移を現したりしのみならず、列国關係の離合向背亦幾變遷す。想ふに今の時に際して我外交時報が其抱負と内容とに於て一大發展を期せんとするは、独り吾人同志の希望に非ずして、正に時代の要促に応じたるに外ならず。

〔…〕今後の吾人は嘗に列国外交の過去及現在を講究するに止まらず、亦実に其将来を論究せんことを欲し、その主張と論断とは常に我国外交の指針たらんことを期す。

斯の所期と施設とを完うせんが為に正に次号以後を以て經營者を新にして毎半月刊行と為し誌上の内容資料に一大改良を加へ以て時代の要促に副はんことを努む。

この一文が發表されたのは、一九一一年（明治四十四）年一月一日。奇しくもそれは、清国で辛亥革命が起きたのと同じ日のことであつた。

五 小括

有賀時代の『外交時報』は、彼の『個人雑誌』としての性格が強かつた。そのため、有賀の個性や関心が、雑誌の構成や内容にも、強く反映する結果となつた。

たとえば、最初期における赤十字關係の記事の多さは、有賀と赤十字社の密接な關係によるものである。また同誌を、早稲田大学教授で、国際法学会でも重要な役割を果した有賀の個人誌と捉えれば、その寄稿者に、国際法学者や早稲田大学の關係者が多い点も、たやすく理解できる。⁽¹⁰⁾

そして、有賀の個人誌として創刊され、四年後に編輯体制を改めたあとも、その意向を強く反映する状態が続いたことは、同誌に長短両面において影響を及ぼしたと考えられる。

まず長所についてみると、有賀の該博な知識と広大な関心領域は、誌面にもそのまま反映されることになった。⁽¹⁰⁾彼の著す記事や論説は、取り上げる主題の幅広さにおいて、他の追隨を許さなかった。一九〇八（明治四一）年の「国際経済」欄の新設も、その告知文から推して、有賀自身の意向に基くものと判断される。このような彼の資質や姿勢があればこそ、『外交時報』は、いわゆる「同人誌」にとどまることなく、社会の幅広い読者層に受け容れられていったのではなからうか。

また、有賀の文章はすぐれて平明であった。米田はこの点について「外交時報に現はれた先生の文章は、あの面倒な国際関係を、あれ位ひに分り易く書け得るかと言ふ程のものであつた」と称讃している。⁽¹⁰⁾このことも、同誌の伸張に資するところが大きかつたであらう。

さらに、有賀が創刊に際して「不偏不党」を主義として掲げたことも、同誌の地位を高めることになつた。煙山専太郎は一九三三（昭和八）年の時点で、次のように述べている。「外交雑誌も色々と出た。が、その間に「外交時報」が依然として類誌中の白眉たるの観あるは〔…〕その創刊者たる有賀博士が何等の勢力にも頼らず、二三学究の研究雑誌を以て始終した、不偏不党の態度に培はれたる世間の信用にも負ふ所が少なくない」。⁽¹⁰⁾他方、短所については、有賀個人の性格に因るところが大きい。彼の人柄に少からず問題のあつたことは、周囲も齊しく認めるところであつた。たとえば立作太郎は、有賀のことを「学者、殊に学理を人に説明するの学者として立派なものであるが、人の感情を測りて行動する如きは極めて其不得意とする所であつた。然るに博士は充分に自己の短所を悟らずして人の非常識と認むる行動を為して毫も怪しまなかつたことが屢々あつた。率直に言へば博士は当時の学者仲間にあまり人望多き方では無かつた」と評している。⁽¹⁰⁾

そして、そのような有賀の性格が、誌面にそのまま表れることもあつた。一例を挙げると、第三卷二八号の雑報欄は「近事片々記者の外交」と題する、有賀の短文を載せている。そこで彼は、前号に発表した自分の論

説を、『東京日日新聞』の「近事片々」欄が批判したことに對して、「東京日々新聞は（…）我が身方ならむと思ひの外（…）大胆にも余の「特別友国論」を評して（…）外交の事味者と語るべからずと云へり、記者よ、善くも余を味者と呼びしよな、余は其の社新聞の海外近事に於て眼たるきこと間々あるも今日までは容赦せしが、向後は遠慮なく摘発すべし」と、憤怒を露にしている。しかし、このような感情を剥出しにした文言を、公刊する雑誌にそのまま載せるのは、いささか非常識であろう。一般の読者にも、戸惑いや不快感を与えたのではないか。

また、右のような性格から、有賀には個人的な敵も多かつたようである。⁽¹⁶⁾そのため、彼が編纂する『外交時報』と距離を置いたり、さらには悪意を以て見るものも少くなかつたのではあるまいか。有賀と親密な関係にあった中村進午も、一九〇七（明治四〇）年を境に同誌から離れているが、臆断すれば両者の間に、何らかの疎隔が生じたためと考えられなくもない。

こうしたことが、長期的にみて『外交時報』の普及発展（ひいては同誌の財政）に悪影響を及ぼしたということも、前後の事情から十分に推測されることである。

註

- (52) これら六名で、すべての署名記事（四〇七編）のうち、八割五分以上（三四八編）が著されている。
- (53) 第三卷二七号巻頭の稟告および前掲『学習院百年史』第一編、三九一頁。中村の経歴については一又、前掲書、九一一〇五頁、前掲『早稲田大学百年史』第二卷、七〇〇頁。
- (54) 大学では最初に外交史講座の担任となり、のちに国際公法第一講座も兼担するようになった。このうち前者は一九三三年に神川彦松が継承し、後者は一九三四年に横田喜三郎が引継いでいる。
- (55) 米田、前掲論文（76）二七四頁。

- (56) 立の経歴については「立博士略歴」(『立博士外交史論文集』日本評論社、一九四六年、八〇七―八〇八頁に所収)および一又、前掲書、一一四―一二三頁。立はのちに、外交時報の編輯同人にも加わった(註〔39〕および〔40〕参照。また米田によれば、立は「外交時報の変革の或る時期」に、相当に骨を折ったという(米田、前掲論文〔77〕二七四頁)。
- (57) 福本日南「佐藤宏」(同『日南集』第三版、東亜堂、一九一一年に所収)。
- (58) 有賀長雄「支那新論(佐藤宏著)」〔13〕。
- (59) 「法学士佐藤宏氏ノ逝ヲ悼ム」〔22〕。
- (60) 宮本の経歴については『明治大学百年史』第一卷(史料編Ⅰ)、明治大学、一九八六年、四一九および四二二頁、帝大の卒年については『帝国大学一覧―従明治廿六年至明治廿七年―』帝国大学、一八九四年、三六九頁。
- (61) その後、三井鉱山に移り、さらにヨーロッパに三年ほど留学したあと、一九一二年頃から、東京で弁護士事務所を開業している(第一四卷一七一号卷末広告)。
- (62) 註〔40〕を参照。
- (63) 青柳の経歴については、前掲『早稲田大学百年史』第二卷、六九八頁および同書、別巻Ⅰ、一八四―一八五頁。早稲田学生新聞会、前掲書、四六六頁。
- (64) 青柳篤恒「清国時報執筆の辞」〔100〕一五頁および同「北京大総統府在任中の回顧」〔685〕四三三頁。
- (65) 当時の事情については青柳篤恒「袁世凱顧問としての故有賀博士」〔54〕および同、前掲論文〔685〕。
- (66) たとえば松宮の書いた「匈牙利独立の父コスト誕生百年祭」〔58〕には「学習院学士」の肩書が付けられている(学習院学士については、前掲『学習院百年史』第一編、二五八―二五九頁)。
- (67) 米田、前掲論文〔77〕二七五頁。『中央大学百年史』年表・索引編、中央大学、二〇〇四年、一六六および二〇四頁。
- (68) 原田の経歴については原田豊次郎「最近外交史」博文館、一九〇四年、緒言一頁および朝日新聞東京本社文書部『東京朝日新聞編年史―大正三年―』朝日新聞東京本社文書部、一九五九年、二二〇―二二二頁。
- (69) 原田はその後、一九〇七年に『中央新聞』に移って論説を担当するようになり、さらに『京城日報』や『東京朝日新聞』『防長新聞』でも活躍した(同右)。
- (70) 有賀、前掲「外交時報の将来」〔47〕七一頁。
- (71) ただし、このとき掲載された小幡の論稿は外国の論文の翻訳であり、水野についても、その内容は早稲田大学で行った講義の速記である。また服部文四郎の経歴は、前掲『早稲田大学百年史』第二卷、六九九―七〇〇頁および同書、別巻Ⅰ、一

八八一―一九〇頁。塩沢昌貞については同書、第二卷、六九七頁および同書、別巻Ⅰ、一七八―一八〇頁。

(72) 立、前掲論文〔54〕一五頁。

(73) 同右。

(74) ここでは、煙山と牧野の共著記事「半月外交史（一九〇二年二月上半及下半）」〔51〕にかぎり、それぞれ〇・五編で計算している（通常の計算方法については、本稿「はじめに」の註〔13〕を参照）。

(75) 有賀長雄「ヴェネジウラの平時封鎖（国際慣例の退歩）」〔61〕、立作太郎「有賀博士のヴェネジウラ封鎖事件に関する論文を読む」〔65〕、有賀長雄「立法学士に答ふ」〔66〕、立作太郎「有賀博士に答ふ」〔71〕―〔73〕。

なお、有賀と立は、のちに「保護国」や「交戦団体承認」などでも、激しい論争を繰広げた。これらについては、立、前掲論文〔54〕一六頁のほか、田中慎一「保護国問題―有賀長雄・立作太郎の保護国論争―」『社会科学研究（東京大学）』第二八巻二号、一九七六年、平石直昭「韓国保護国論の諸相―独立と併合の間―戸水寛人、竹越三义、有賀長雄を中心に―」（宮嶋博史・金容徳編『近代交流史と相互認識Ⅱ―日帝支配期―慶応義塾大学出版会、二〇〇五年に所収）、および柳原正治「主権平等と保護国―有賀・立保護国論争―を中心として―」（同・研究代表者『開港期韓国における不平等条約の実態と朝鮮・大韓帝国の対応―KOREA FOUNDATION・二〇〇一年度共同研究プロジェクト研究成果報告書―九州大学大学院法学研究院、二〇〇二年に所収）を参照。

(76) 蛭川新「東京湾口の砲台と国際法」〔66〕、立作太郎「国際法上当然砲撃を加へ得べき所謂「守備ある都邑」の観念」〔73〕、小林伊太郎「立法学士の高教を仰ぐ」〔74〕、立作太郎「小林君に答ふ」〔78〕。

(77) 高橋作衛「秋山法学士著平時国際公法略評」〔63〕および秋山雅之介「高橋博士の批評に對して」〔64〕。

(78) 「七博士事件」の概要については二又、前掲書、九六一―〇二頁および宮武実知子「帝大七博士事件」をめぐる輿論と世論―メディアと学者の相利共生の事例として―『マス・コミュニケーション研究』第七〇号、二〇〇七年。なお「七博士」のうち、金井延と高橋作衛、寺尾亨も「外交時報」に寄稿した経験がある。

(79) なお本論は、上海で発行されていた旬刊誌「外交報」〔第三号、一九〇二年三月四日号〕にも記載された。本論にかぎらず「外交報」には、「外交時報」から、多くの論稿が翻訳、転載されている。

(80) 『京都大学百年史』部局史編一、京都大学後援会、一九九七年、一五二頁。戸水事件の概要は前掲『東京大学百年史』通史二、一九八五年、一六一―一七一頁、『京都大学百年史』総説編、一九九八年、一六七―一七二頁および宮武、前掲論文、一六七―一七〇頁を参照（なお前掲『京都大学百年史』総説編、一六八頁にみえる「亜細亜東部ノ覇権」は、第七卷八三号に

掲載されている)。

(81) なお、これほど詳しいものではないが、「外交官及領事官試験」の試験問題や志願者数、合格者の氏名などは、第四卷四〇号、第五卷五八号、第六卷七一号、第七卷八四号でも紹介されている。推測するに『外交時報』は、外交官志望者の受験雑誌としても、重宝されていたのではなからうか。

(82) 『官報』一九〇〇年二月二二日号。また官報に掲載されたのは訳文のみであった。ちなみに、日本がこの規則を含む「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約(ハーグ陸戦条規)」を批准したのは、一九〇〇年九月三日のことである。

(83) 有賀、前掲「外交時報発刊の要旨」〔1〕三頁。

(84) なお、一九〇四年四月に出された『外交時報』第七卷七六号は、五六頁に亘って、開戦前の日露交渉に関する往復文書掲載しているが、これは『官報』(三月二七日号外)からの転載であり、また一般紙にも、同じものが掲載されている(『東京朝日新聞』一九〇四年三月二四日号)。

(85) 織田一は一八六四年に生れ、一八八九年に帝大法科を卒業した。一八九一年に試補として内務省に入り、のち農商務省に転じる。一八八九年に発行された『憲法雜誌』に、有賀とともに参加していることから、両者は旧知の関係にあつたと考えられる。また織田は、明治二十年代に東京専門学校で「国家論」や「国法論」を担当しており、ここでも有賀と関係があつたようである(前掲『早稲田大学百年史』第一卷、一〇三三頁)。官僚としては一九〇五年に(有賀の四代あとの)特許局長、一九〇七年には農務局長となり、一九一三年に退官した。

(86) ただし第一卷三号だけは一日の発行となつている。

(87) 木村芥舟「木村芥舟翁咸臨丸渡航談」〔39〕七三頁。

(88) 有賀、前掲「外交時報の将来」〔47〕七二頁。

(89) 第七卷八五号巻頭社告。そこには「欧米の諸国に就て此際更に新資料を得るの途を開き得たる」との文言も見られるが、発行日の変更との関連は明かでない。

(90) ただし、年ごとに作成された「合冊版」(年単位で各号を合綴製本し、表紙と目次をつけて販売したもの)には、第一巻からすべて巻数が付せられている。

(91) そのため『総目録』では、表記の一貫性と、目録としての利便性(現物に当たるときの探しやすさ)を重視して、やや不体裁ではあるものの、巻数に通号数をつなぐ形式(たとえば第四卷五二〇号)を採用している。

(92) 「対西伯利亞鉄道策」についても、佐藤が書籍として刊行するために用意していた原稿を流用したものらしく、谷干城と曾

我祐準の序文、大石正巳と稲垣満次郎の跋文も、併せて収録されている。実際、同書は翌月、『両洋交通論 一名対西伯利亚鉄道策』と改題され、外交時報社から出版された。

(93) 一八九六年八月四日に調印され、一八九八年三月三〇日に公布された「日仏通商航海条約」と、その付属書類ではないかと推測される。

(94) 「有賀主筆の病氣」〔161〕。

(95) 第一四卷一六二号九六頁、および「外交時報月次晩餐会」〔167〕八二頁。

(96) 米田、前掲論文〔776〕二七五頁。

(97) 柯公全集刊行会『柯公追悼文集』柯公全集刊行会、一九二五年（一九九五年に大空社より覆刻）一四八頁。

(98) 米田、前掲論文〔776〕二七五頁。

(99) 前掲「外交時報月次晩餐会」〔167〕八二頁。

(100) 経済学の分野でも、この時期の『外交時報』に執筆した服部文四郎や塩沢昌貞などは、早稻田の関係者である（註〔71〕を参照）。

(101) 米田は「外交時報が誕生したのは、前述のやうに時代の要求であつた。しかしそれは有賀長雄先生と言ふ適當な産みの親があつたことも、原因の一半である」「先生は此の仕事に最も適當して居られた。それは先生程、知識も興味も広かつた学者は、他に類例がなかつた」と評する（米田、前掲論文〔776〕二七〇および二七一頁）。

(102) 米田、前掲論文〔776〕二七三頁。

(103) 煙山、前掲論文〔686〕一〇五頁。

(104) 立、前掲論文〔540〕一六一―一七頁。また、有賀の弟子にあたる信夫淳平も「先生は、世渡りは余り上手の方ではなく、一種の賦性も亦同僚同輩との円満なる交際を何ほどか妨げた。随つて先生に対しては、その学殖には世間は十二分に敬意を払つたけれども、個人的には毀誉相半ばし、孰れかと云へば、或は誉よりも毀の方が勝つた所もあつた」と回顧している（信夫、前掲論文〔542〕七二頁）。

(105) 同右〔542〕七六一―七七頁。埴原、前掲論文〔539〕六頁。煙山、前掲論文〔686〕一〇六頁。